

2022年2月14日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
会 社 名 GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 青山 満  
(コード番号：3788 東証一部)  
問 合 せ 先 専務取締役グループ CFO 関野 倫有  
(TEL：03-6415-6100)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の臨時取締役会において、2022年3月19日開催予定の第29回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

－記－

### 1. 変更の理由

- (1) 遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで、株主様の利益を確保するため、完全電子化による株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、現行定款を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款を変更するものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。 (新設)	第3章 株主総会 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。 <u>(2) 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集地)</p> <p><u>第 13 条</u></p> <p><u>株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 18 条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び列缺計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則 (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 18 条</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第 6 条</u></p> <p><u>令和 4 年 3 月 19 日における現行定款 18 条 (株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 18 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款 18 条 (株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>(3) 本附則第 6 条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 3 月 19 日
定款変更の効力発生日	2022 年 3 月 19 日

以 上